

■ 駐車場の形態について

従業員駐車場、社有車用駐車場、その他駐車場(来客者専用駐車場等)と**駐車場区画が明確**である必要があります。

設置した駐車場区画を利用する車両のみが、充電設備を利用できるようにレイアウトしてください。
ただし、充電設備の所有者が許可をした場合は、来客車の利用も可とします。



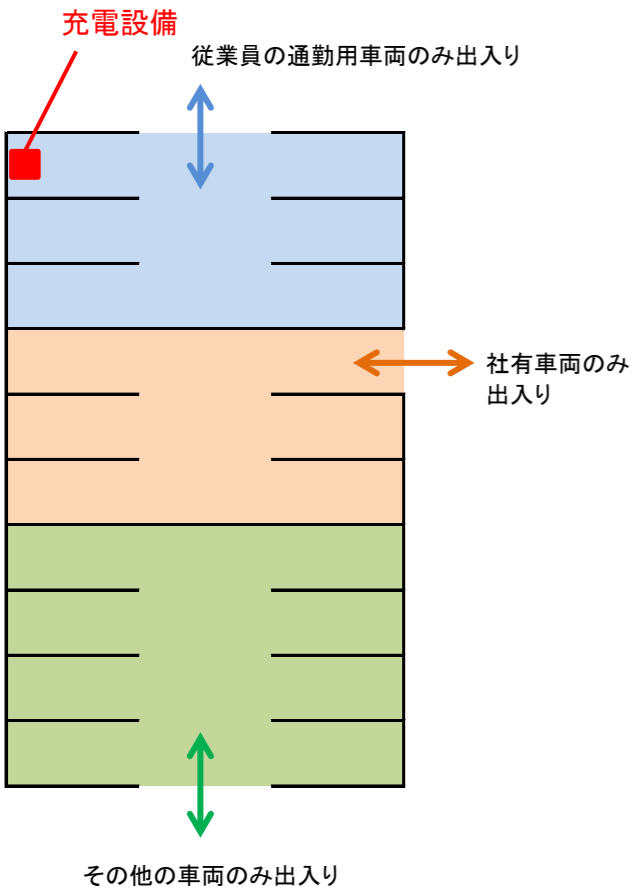
(パターン1)

各駐車場ごとに出入口が異なる

● 駐車場内の駐車マスに指定がない。

例1) 従業員駐車場の駐車マス6台を全て契約をしており、その内1台分の駐車マスに充電設備を設置。利用したい人が充電設備が設置されている駐車マスに駐車。

例2) 従業員駐車場の駐車マス6台の内、5台を契約し、充電設備を設置している1台分の駐車マスはフリーとすることで、5台の通勤車両が利用できる。



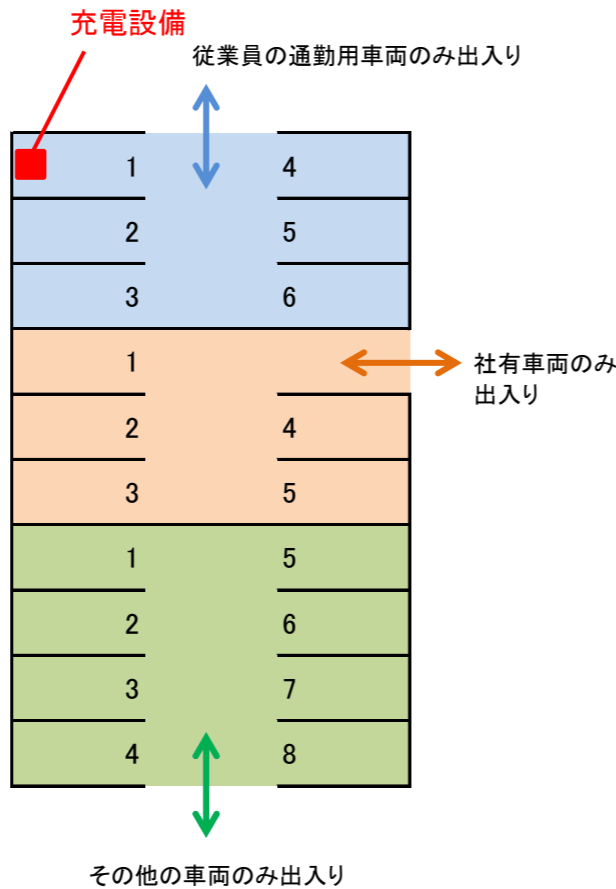
(パターン2)

各駐車場ごとに出入口が異なる

● 駐車場内の駐車マスに指定がある。

例1) 従業員駐車場の駐車マス6台を全て契約をしており、その内1台分の駐車マスに充電設備を設置。利用者は契約している駐車マスの人に限られる。

例2) 従業員駐車場の駐車マスに6台の内、5台を契約し、充電設備を設置している1台分は駐車マスはフリーとすることで、5台の通勤車両が利用できる。



(パターン3)

従業員・社有車用・来客者専用駐車場

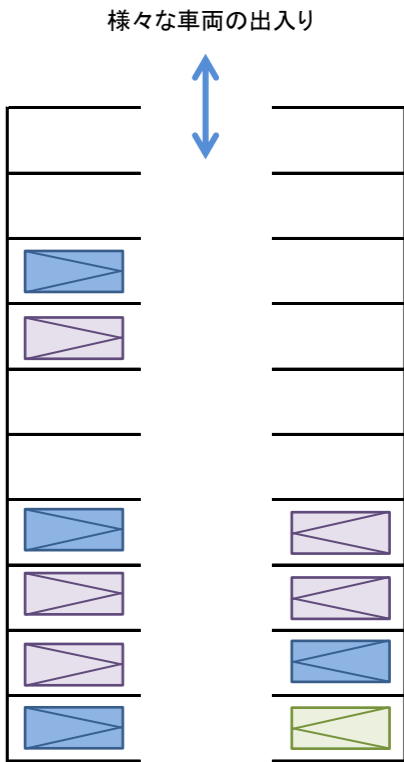
- 駐車場内に複数用途の駐車場がある。
- 各駐車場区画は明確に区分されている。
 - ① 路面表示、案内板等で誰もが各用途別の駐車場と認識が出来る。
 - ② ポール等で仕切りがある。
- パターン1/パターン2同様に駐車マスの指定の有無は問わない。



従業員の通勤用、社有車等が混在する駐車場

- 駐車場内に用途の異なる車両が混在している。
- 駐車場区画が明確に区分されていない。

工場・事業所設置事業にて申請することは出来ません。



必要書類

【事務所・工場の駐車場であることを証する書類】
申請者のホームページ等に記載されている敷地案内図、社内規約等により、申請者の敷地であることが確認できることが必要です。

【駐車場の区画を分けていることを証する図面(駐車場区画図等)】
従業員専用駐車場、社有車専用駐車場、その他駐車場等と敷地内の駐車場の区画を明確に分けていることが分かる図面が必要です。

